

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 14 日現在

機関番号：15401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2011

課題番号：23830043

研究課題名（和文）幼小接続期の子どもに対する教育制度設計と移行に使用する実践ツールに関する研究

研究課題名（英文）Research on the education system design and practice tool for small children to use for migration period from preschool to school

研究代表者

大野 歩（OHNO AYUMI）

広島大学・大学院教育学研究科・特任助教

研究者番号：60610912

研究成果の概要（和文）：

本研究は、保育と教育の統合政策の先行事例として、スウェーデンの就学前クラスに着目し、幼小移行期における学習の実践様式を検討した。さらに、統合政策の現状と影響に関する現地調査を行った。研究の結果、スウェーデンの就学前教育領域に学校化の影響が散見されることが明らかとなった。他方、現地の就学前教員はこの傾向をよいものと受け止めていることも明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

This study, as the preceding case of integration of education and childcare policy, focusing on the pre-school class in Sweden, were examined practice tool of learning in small children transition period from preschool to school. In addition, I researched about current status and impact of integration policy. The results of the study, the effect of the school that will be scattered in the area of pre-school education in Sweden was revealed. On the other hand, local pre-school teachers was also revealed that this trend taken as a good thing.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	1,100,000 円	330,000 円	1,430,000 円
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000 円	330,000 円	1,430,000 円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：幼小接続、スウェーデン、学校改革、就学前クラス、生涯学習制度

1. 研究開始当初の背景

現在、日本では小1プロブレムの問題などから、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保・幼・小の連携や接続が大きな課題となっている。議論においては、就学前から小学

校の「滑らかな」移行を行うために、就学前の幼児期における教育と小学校教育の接続を円滑にすることに焦点が当てられ様々な手段が模索されている。しかしながら、制度的にも実践内容的にも明快な図案や方法が

提示されていない現状がある。

このようなわが国の状況があるなか、就学前保育・教育政策の国際的な動向においては「保育と教育の統合」議論が展開されている。議論を牽引する OECD の教育委員会は、「ケアと養育と学びを包括する教育学的事業を子どもに提供する」ために国際的な「エデュケア(educare)」モデルをデザインし、「就学前保育・教育と初等教育の強力で平等なパートナーシップを形成する」ことを目標として掲げている。スウェーデンは、UNESCO の「幼児期と家族政策レポート」において、「教育当局の下で、幼児教育制度と義務教育制度の完全な統合を果たした唯一の国」と報告された。このため、保育と教育の完全統合を達成したスウェーデンの政策は、OECD の提唱する「保育と教育の統合」政策のロールモデルとされていた。

2. 研究の目的

本研究は、保育と教育の統合政策の先行事例として、スウェーデンの就学前クラスに着目し、幼小移行期における学習の実践様式を検討するとともに、統合政策の現状と影響に関する現地調査を行うことを目的としていた。

3. 研究の方法

- ① 文献調査：2011 年学校改革関連、新学校法、就学前学校学習指導要領改訂版など。
- ② 現地調査：調査時期は、平成 23 年 11 月 27 日～12 月 7 日であった。ストックホルム大学の Ingrid Engdahl 博士の協力のもと、学校改革と就学前学校ナショナルカリキュラムの改訂に関する教員の意識調査のために質問紙を作成し、ストックホルム市及びヨーテボリ市の就学前学校教員へ配布した。また、Birkagårdens förskola、Björnligans förskola、Karlbergsskolan fritidhem、Valvets förskola、Engelska Skolan Norr AB förskoleklass、Lila Världens förskola、Söderholmsskolan förskoleklass の計 7 施設を訪問し、実践を観察するとともに、教員への半構造的インタビューを行った。

4. 研究成果

申請者のこれまでの研究からは、スウェーデンが、経済政策や社会政策との関連から子どもケア政策を展開しつつ、「知識国家論」という論理を用いることによって、生涯学習制度の構築に至ったという経緯が明らかとなった。また、生涯学習制度の一部となった就学前保育・教育と「学校化(schoolification)」問題の検討からは、スウェーデンが子ども中心(child-centered)主義でありながら、より包括的(holistic)であり、「生涯学習」という社会構造的(socioconstructivist)な学習アプ

ローチで教育の統一化を図ろうとしている点で他の国と異質な展開がなされていることが明らかとなった。



図 1. スウェーデンの生涯学習制度と教育観

さらに、2010 年の現地調査より、「保育と教育の統合」制度の接続部分となっている 6 歳児を対象とした「就学前クラス」の活動が、就学前教育と義務教育の要素が入り混じったものとなっており、「就学前クラス」の 1 年間で重視されるのは、就学準備学習というよりも学校文化への社会化であることが明らかとなった。

ところが、2011 年に、スウェーデンの教育を改善することを目的とした大規模な学校改革が行われ、新たな学校法が制定された。この改革では、義務教育・高等学校教育とともに就学前領域もその対象となった。これにより、就学前学校がスウェーデンの教育を担う「学校」として法的に規定され、就学前学校の活動に対し、「スウェーデンの教育」としての一定価値を求める内容となった。新学校法の制定による変更を受け、就学前学校学習指導要領は改訂が行われた。

具体的には次のような内容である。

1) 就学前学校の学校形態化

新学校法の最大の変更点は、就学前学校が制度内における学校形態のひとつに加えられたことである。旧学校法においては、就学前学校に関する条項を「その一部」としていたものの、国の教育対象として規定されていたのは、就学前クラス以降の学齢期における教育課程での学校形態や特別学校、サマー学校であり、就学前学校での活動や学童保育に関しては「部分的な適用」とされていた

(Riksdagen 1985 : 1 kap. Allmänna

föreskrifter Utbildning för barn och ungdom 1 §)。ところが、新学校法においては、適用される学校形態の一番初めに就学前学校が記載された(Riksdagen 2010: 1 kap. Inledande bestämmelser skolväsendet 1 §)。この変更点について政府は、「就学前学校は独自の形態たる学校となり、教育の第1段階に置かれるようになる(Förskolan blir en egen skolform och blir på det sättet det första steget i utbildningen.)」ことを意味すると説明している(Utbildningsdepartementet 2010)。

さらに、新学校法の中では、旧学校法で学校長に課せられていた責任を就学前学校長に対しても適用するとともに、「教育学的見識を有する人物」という資格要件が求められるようになった(Riksdagen 2010: 2kap. Behörighetskrav för rektor och förskolechef 11§)。つまり、就学前学校長は学校の長と同様の権能を担う立場になったのである。

2) 就学前学校活動の教育化

旧学校法において、就学前学校は国家の教育対象には組み入れられていなかった。このため、学校法で規定される教育目標を順守する義務はなかった。しかしながら、新学校法では、就学前学校も国が行う教育の対象範囲となった。これにより、学校法で定義される「教授(undervisning)」を行う主体において、教員(lärare)とともに「就学前学校教員(förskollärare)」の名が記された。ここで留意したいのは、学校法における「教授」の意味である。定義される「教授」とは、「目標達成(målstyrda)に向けた過程」と記されている。また、学校法で記される「教育(utbildning)」については、「定められた目標に基づいた教授が実現される活動」と定義されている(Riksdagen 2010: 1 kap.

Definitioner 3 §)。

スウェーデンにおいて、従来の就学前学校教育の目標は達成すべきというよりも、努力すべき目標とされており、いわゆる学校教育よりも個々の子どもの状態に合わせた緩やかさを持っていることが特徴であった(Engdahl 2004)。ところが、新学校法においては、就学前学校にも、到達すべく定められた目標に基づいた活動を行うことが規定され、就学前学校の教員に対してケアや養育ではなく「教授」という姿勢が要求されるようになった。つまり、新学校法では、活動に対する「目標達成」志向的な考え方が就学前学校の活動にも適用されたといえる。

これを受けた就学前学校学習指導要領の改訂版では、第2章「第2項 発達と学習」における「目標」の部分が大きく変化した。改訂前には「目標」項目は16であったのに対し、改訂版では22項目となり、新たに6つの目標が追加された。追加された項目は、①画像・テキスト・メディアに対する能力、②数学の概念を識別・表現・探索・使用する能力や概念間を関連付ける能力、③数学能力を用い推論を行う力、④自然の様々な循環や人間・自然・社会の相互関連性に対する理解と関心、⑤自然科学に関する認識・探索・文書化・問いの設定や対話を行う概念、⑥日常における技術や単一の技術の作用を探索する概念の6点に関する発達目標である。また、ことばに関する項目では、⑦他者の考えを理解しようと努める、⑧問いを立てる、論証する(理由を挙げる: argumentera)など、他者とコミュニケーションを図る能力を育てる内容について詳細な説明が加えられた。さらに、数や空間認知に関する項目では⑨空間・形・位置や方向づけ、数・および計量や時間に対する基礎概念の発達に関し、量と順序が追加された。そのうえ、職員(活動グルー

プ)に対する指針においては、「ことばや数学に対する子どもの好奇心や初歩の理解を刺激する」項目に「自然科学」と「技術」が追記された。(Skolverket 2010)

このように、発達の目標に関してことばや算数の内容がより詳細になり、かつ、関連する項目の増加がみられた(Skolverket 2010)。これらは、読み・書き・計算という基礎的な学習能力にかかわる力を、就学前段階から発達させていく体制づくりを強調した改訂がみられた。

3) 質の評価の明示化

旧学校法では、教育活動の質に関する規定はなかった。ところが、新学校法では、「質と影響」という章が設けられ(Riksdagen 2010:4kap. Kvalitet och inflytande)、質に関する体系的な活動を国家レベル、教育長レベル、学校単位レベル、それぞれに規定を行っている。ただし、学校単位レベルの活動に関しては、第一段階(国家レベル)や第二段階(地方自治体レベル)に従って実施することが求められ、「遂行責任は、学校長および就学前学校長が担う」とされた(Riksdagen 2010:4kap. Kvalitet och inflytande 4§)。また、これら「体系的な質に関する活動の文書化」(Riksdagen 2010:4kap. Kvalitet och inflytande 6§)、および、「説明責任」に関しても、学校長と並び就学前学校長へ責任が義務付けられた(Riksdagen 2010:4kap. Kvalitet och inflytande 13§)。

これを受けた就学前学校学習指導要領改訂版には、第6項「フォローアップ、発展、評価」という項が新たに加わった。ここでは、「就学前学校の質が継続的かつ組織的に文書化、フォローアップ、評価、発展」するために「あらゆる子どもが様々な目標領域での経験や力量と、そこでの参加、影響、関心にかかわるための知識を、子ども自身が学ぶよ

うに支え、挑戦すること」や「子どもが関心や楽しみ、意義に満ちた活動を経験するとき、どのように探索し、問い、経験し、活動へと関与させるか、どのように自分の力量を変化させるか、という知識」の必要性が示されている。また、「就学前学校の質を評価し、子どもの発達に必要とされる学習の良い条件をつくりだし、学習をフォローアップ、文書化、分析する」という一連の流れを提案している(Skolverket 2010)。

評価の目的は、あくまでも「就学前学校の質すなわち活動の組織と内容が、すべての子どもに発達と学習における最善の機会を与えるよう、どのように実施されているか」を把握するためにある。そして、「活動手順をよりよく発展させ、活動が目標に沿っているかを評価し、子どもたちが就学前学校で学び、発達し、安心を感じ、楽しむために改善される条件に向け、どのような措置を講じるかについて調査することを最終的な問題」に据えている(Skolverket 2010c)。

評価の分析は、「主要な発達の目標を示す」ように行われ、評価の形態については「子どもの視点を前提」としたうえで、「子どもと両親は評価に参加し、彼らの提言は重視される」よう示唆している(Skolverket 2010c)。

これら一連の作業を行うため、就学前学校教員と活動グループ双方への指針において「就学前学校が、ナショナルカリキュラムの目標と意図に沿って発達し学ぶ子どもの可能性に対して、どのように保証(tillgodoser)しているかについて評価できるよう、あらゆる子どもの発達と学習が恒常的かつ組織的に文書化され、フォローアップされ、分析される」ことを求めている。他方、就学前学校教員に対しては、一連の作業が「教育的(pedagogisk)」な手順によって進み、「教育的」に活動へ統合されるよう、評価方法や評

価の結果に対してより詳細な責任があると示している(Skolverket 2010)。

このように、Lpfö 98 改訂版では就学前学校の活動に対し、「教育的」な視点からその質を問うために就学前学校の職員全体で組織だった作業活動を行いながらも、主な責任は就学前学校教員が担うことが、新たに盛り込まれた。

上記のような変革について、就学前学校教員への半構造的インタビューを行ったところ、概ね変革内容に関しての肯定的な見解が認められた。

まずは、今回の改革において、就学前教育と就学前学校教員の地位が向上すると捉えた見解が見られた。特に、保育者としての専門性がより問われるようになり、保育の質も上がるとの意見が聞かれた。

活動の教育学化に関しては、数学や国語(スウェーデン語)の目標がより詳細になったとの答えが聞かれた。これに関しては、「・・・数学ってどういうものかをはっきり示してもらえたことがよかった。だって、私たちは数学を専門的に習ってきたわけじゃないから。だから、自分が教える“数学”の中身を記してくれたところが本当に良かった。ただ、その”数学”を就学前教育のなかでどうやればいいか?ということは、とても悩んでいるし、これから考えながらやっていくところです。」(30代女性 就学前学校教員)といった言葉が返ってきた。

ここからは、改革を肯定的に受け止めつつも、困惑している現場の状況がうかがえた。

以上からは、統合政策の先進国であるスウェーデンにおいて、生涯学習制度のなかの就学前教育であるがゆえに、学校形態化や教育学化が必然として行われている現状が明らかとなった。

スウェーデンはひとつに、新しい教育形態を制度として創出しようとしている過程にあると捉えられる。既存の概念にはないものを生み出す過程で、従来の領域やそれに根差す活動形態が揺らぐのは必然であろう。したがって、スウェーデンの現状を単純に「学校化」あるいは「教育化」といってよいのかという問題がある。

他方では、教育再編の方策として、就学前学校の活動を既存の学校活動と等価にすることによって、生涯学習制度を成り立たせようとしている。ここには、あらゆる年齢を包括する学びを構築しようとしているにもかかわらず、その基準を既存の学校教育に置き、

そこでの価値を他の領域に適用することで、「スウェーデンの教育」を形成しつつある政策の方途が認められる。

今回の調査においては、学校改革の施行直後の時期に、現地を訪れ、公立・私立双方の施設を訪問したうえで、就学前学校教員資格者・基礎学校低学年教員資格者、両者に対し、就学前クラスの学習に関する考え方や具体的な取り組みについての意見を聞き取ることができた。大規模な学校改革の施行直後の様子をうかがえた点で、とても貴重なデータとなったと考えられる。

また、研究の成果について、国内の学会で成果発表を行った。日本教育行政学会ではほとんど注目がされていない保育政策や幼小連携と学校教育との関係性について、研究成果を提示し、現状を提言できたことは大きな成果であったと考えられる。また、日本保育学会の発表では、幼小接続部会において、大きな反響を得られた。そして、北ヨーロッパ学会の学会誌へ論文を投稿し、掲載受理に至った。このことは、福祉研究が主流となっているスウェーデン研究において、保育からのスウェーデンの政策に関する視座を提示できた意味で、大きな成果であると考えられる。

さらに、研究の結果、保育と教育を統合し、生涯学習制度を構築し、子どもの移行が緩やかになっている国において、必ずしも、従前の就学前教育の価値や体系が保持されるわけではないことが示された。この点については、これから統合政策を進める日本において、今後の幼小接続や移行に関する制度設計へ新たな視点を提示する意義をもつと考える。

引用文献

- Riksdagen(1985) Svensk föfattningssamling, Skollag(1985:1100)
- Riksdagen(2010) Svensk föfattningssamling, Skollag(2010:800)
- Skolverket (2010) *Läroplan för förskolan Lpfö 98 Reviderad 2010*. Skolverket.
- Utbildningsdepartementet (2010a) *Den nya skollagen-för kunskap, valfrihet och trygghet* Lättläst. Regeringskansliet.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ① 大野歩「スウェーデンにおける 2011 年学校改革に関する研究—就学前保育・教育領域への影響を中心に—」『北ヨーロッパ研究』査読有、第 8 巻 2012 (印刷中)

[学会発表] (計 2 件)

- ① 大野歩 「スウェーデンの就学前教育と学校化」日本保育学会第 65 回大会 2012 年 5 月 5 日 東京家政大学
- ② 大野歩 「スウェーデンにおける新学校法の制定について 就学前教育領域への影響を中心に」日本教育行政学会第 46 回大会 2011 年 10 月 9 日 九州大学

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大野 歩 (OHNO AYUMI)

広島大学・大学院教育学研究科・特任助教
研究者番号：60610912

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：